

市街化調整区域における立地基準（審査基準） 新旧対照表

改正案	現行
15-(13) 相当期間適正に利用された住宅の用途変更 審査基準 1 既存住宅は、許可を受けて適法に建築（用途変更を含む。）した併用住宅及び兼用住宅 _____ を含む。 2 (1)の「適正に利用された」とは、法の規定による許可を受けて建築された後、_____当初許可の目的（建築物の用途をいう。）のとおり利用されたことをいう。 3～4 略 （削除） 5 <u>(3)の「やむを得ない事情」のエの経済事情の変化等とは、主たる収入者の転勤、転職、定年により、現在の住宅に居住していることが困難になった場合、又は、家族の健康上の事情、家族構成の変更に伴い現在の住宅に居住していることが困難になった場合を含む。</u>19-(3) 開発審査会提案基準 1 <u>物資の流通の効率化に関する法律</u> _____第7条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第4条第3号に規定	15-(13) 相当期間適正に利用された住宅の用途変更 審査基準 1 既存住宅は、許可を受けて適法に建築（用途変更を含む。）した併用住宅及び兼用住宅（<u>5において「併用住宅等」という。</u>）を含む。 2 (1)の「適正に利用された」とは、法の規定による許可を受けて建築された後、<u>継続して</u>当初許可の目的 _____ のとおり利用されたことをいう。 3～4 略 <u>5 当初の許可要件が不明で、建築後10年以上経過しかつその間に法第81条の規定に基づく監督処分を受けていないものは、当該建築物が相当期間適正に利用されたとみなす。ただし、併用住宅等を専用住宅へ用途変更する場合を除く。</u> （新設） 19-(3) 開発審査会提案基準 1 <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u>第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設で、同法第4条第1項による認定を受けたもの

する特定流通業務施設で、同法第6条第1項による認定を受けたものであること。

であること。